

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

教育委員会

- 宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則
- 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則
- 県立学校職員の人事評価に関する規則及び市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則
- 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則
- 美術品等取得基金管理運用規則
- 事務決裁規程の一部を改正する訓令
- 宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令

ページ

一 二 四 五 五 九

教育委員会

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第一号

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則(昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第八条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 遺児等の奨学金に関すること。

第八条の二中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 幼児教育の推進に関すること。

第十三条の三中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三条の四第九号中「美術品取得基金」を「美術品等取得基金」に改める。

第十七条第二項の表中

心のサポート専門	義務教育課	上司の命を受け、学校が抱える特に重要な教育上の課題(心のケア、いじめ、不登校等)への対策に関する事務を掌理する。
----------	-------	--

を

心のサポート専門	義務教育課	上司の命を受け、学校が抱える特に重要な教育上の課題(心のケア、いじめ、不登校等)への対策に関する事務を掌理する。
特別支援監	特別支援教育課	上司の命を受け、特別支援教育施策の推進及び特別支援学校教員の人材育成に関する事務を掌理する。

に改め、同条第四項中

「心のサポート専門監」の下に、「特別支援教育専門監」を加える。

第二十七条第二項の表中

宮城県立小松島支援学校	松陵校	仙台市
-------------	-----	-----

を

宮城県立小松島支援学校	松陵校	仙台市
宮城県立名取支援学校	名取が丘	名取市

に改める。

別表第二第二号の表文化財保護審議会の項中「第百九十条第二項」を「第百九十条第三項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第二号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和三十年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号から第五号までの表中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改め、同条第六号及び第七号の表中「教科に関する科目」を「領域に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改める。

第十条第一号から第三号までの表中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改め、同条第四号の表中「教科に関する科目」を「領域に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改める。

第十一条中「附則第十項」を「附則第八項」に改め、同条の表中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改める。

第十二条中「附則第三十四項」を「附則第三十八項」に改め、同条各号の表中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「教科又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改める。

第十三条の表中「教科に関する科目」を「教科に関する専門的事項に関する科目」に、「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改める。

第十四条各号の表中「教職に関する科目」を「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「養護又は教職に関する科目」を「大学が独自に設定する科目」に改める。

第十四条の二の表中「教職に関する科目」を「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改める。

第十四条の三第一号の表中

在職年数	最低修得単位数に含める科目別最低単位数	最低修得単位数
	教職に関する科目	
	教育課程及び指導法に関する科目	
	保育内容の指導法	

を

在職年数	最低修得単位数に含める科目別最低単位数	最低修得単位数
	保育内容の指導法に関する科目	

に

改め、同条第二号の表中

在職年数	最低修得単位数に含める科目別最低単位数	最低修得単位数
二	教職に関する科目	七
一	教育課程及び指導法に関する科目	十
	各教科の指導法	
	道徳の指導法	
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	

を

在職年数	最低修得単位数に含める科目別最低単位数	最低修得単位数
	各教科の指導法に関する科目	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
	道徳の理論及び指導法	
	生徒指導の理論及び方法	
	教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む）の理論及び方法	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	

に

改め、同条第四号の表中

在職年数	二	一	最低修得単位数に含める科目別最低単位数	最低修得単位数
	五	七		
最低修得	一	二	最低修得単位数	最低修得単位数
	六	九		

改め、同条第三号の表中

在職年数	二	一	最低修得単位数に含める科目別最低単位数	最低修得単位数
	五	七		
最低修得	一	二	最低修得単位数	最低修得単位数
	六	九		

二	一	五	七	一	一	一	二	七	一〇
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

に

を

改め、同条第五号の表中

在職年数	三	二	一	最低修得単位数に含める科目別最低単位数	最低修得単位数
	五	五	七		
最低修得	一	二	二	最低修得単位数	最低修得単位数
	七	八	一一		

三	二	一	五	五	七	一	二	二	二	七	八	十一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

に

を

一 県立学校職員の人事評価に関する規則（平成十八年宮城県教育委員会規則第三号）第六条、第七
条第三項から第五項まで及び第八条

二 市町村立学校職員の人事評価に関する規則（平成十八年宮城県教育委員会規則第四号）第六条、
第七条第三項から第五項まで及び第八条第一項

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第四号

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成二十一年宮城県教育委員会規則第七号）

の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第四号様式中

領 域	開 設 者	修了（履修）年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄
選択必修領域		年 月 日	
選 択 領 域		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

を

領 域	開 設 者	修了（履修）年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄
選択必修領域		年 月 日	
選 択 領 域		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

に

改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

美術品等取得基金管理運用規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第五号

美術品等取得基金管理運用規則

（趣旨）

第一条 この規則は、美術品等取得基金条例（昭和五十三年宮城県条例第七号）及び教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和五十一年宮城県規則第六十号）の規定に基づき、美術品等取得基金（以下「基金」という。）の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

（美術品等の範囲）

第二条 基金で取得する美術品等は、宮城県美術館において収集する美術品（以下「美術館収集品」という。）並びに東北歴史博物館において収集する考古資料、民俗資料、美術工芸及び建造物に関する資料その他の歴史に関する資料（以下「歴史博物館収集品」という。）とする。

（美術品等取得計画）

第三条 宮城県美術館及び東北歴史博物館の館長（以下「美術館長等」という。）は、基金により美術品等の取得を必要とするときは、美術品等取得計画（以下「計画」という。）を教育長に提出し、承認を受けなければならない。

2 計画は、取得に係る美術品等が美術館収集品である場合にあっては宮城県美術館の館長が、歴史博物館収集品である場合にあっては東北歴史博物館の館長が定めるものとする。

3 美術館長等は、計画を定めようとするときは、あらかじめ、取得に係る美術品等が美術館収集品である場合にあっては宮城県美術館協議会（美術館協議会条例（昭和五十六年宮城県条例第二十一号）第一条に規定する宮城県美術館協議会をいう。）に、歴史博物館収集品である場合にあっては東北歴史博物館協議会（歴史博物館協議会条例（平成十一年宮城県条例第三号）第一条に規定する東北歴史博物館協議会をいう。）に諮問し、承認を得なければならない。

4 前三項の規定は、計画の変更について準用する。

（美術品等の保管等）

第四条 基金で取得した美術品等は、当該美術品等が美術館収集品である場合にあっては宮城県美術館に、歴史博物館収集品である場合にあっては東北歴史博物館に保管する。

2 美術館長等は、前項の規定により保管する美術品等を宮城県美術館管理規則（昭和五十六年宮城県教育委員会規則第十三号）第二条及び東北歴史博物館管理規則（平成十一年宮城県教育委員会規則第十九号）第二条に規定する事業の用に供することができる。

3 美術館長等は、第一項の規定により保管する美術品等を、収蔵品として登録しなければならない。（引渡し）

第五条 基金で取得した美術品等を一般会計に引き渡す場合の価格は、当該美術品等の取得価格とする。

（基金財産台帳）

第六条 教育長は、基金に属する財産の状況を明らかにするため、財産の種類ごとに基金財産台帳（別記様式）を備えなければならない。

（委任）

第七条 この規則に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

別記様式（第6条関係）

その1

基金財産台帳（総括）

（単位：円）

年月日	増減理由	現金			美術品等						繰替運用等			計	摘要
					増		減		現在高						
		増	減	現在高	点数	価 格	点数	価 格	点数	価 格	増	減	現在高		

- (注) 1 年月日欄には、増減の年月日を記入すること。
 2 増減理由欄には、積立て、取得、引渡し等の増減理由を記入すること。
 3 会計年度を経過するごとに、その年度における増減等の合計を記入すること。
 4 価格は、税込みで記入すること。

別記様式（第6条関係）

その2

基 金 財 産 台 帳 （宮城県美術館）

（単位：円）

年月日	増減理由	現 金			美 術 品 等						繰替運用等			計	摘要
					増		減		現在高						
		増	減	現在高	点数	価 格	点数	価 格	点数	価 格	増	減	現在高		

- (注) 1 年月日欄には、増減の年月日を記入すること。
 2 増減理由欄には、積立て、取得、引渡し等の増減理由を記入すること。
 3 会計年度を経過するごとに、その年度における増減等の合計を記入すること。
 4 価格は、税込みで記入すること。

別記様式（第6条関係）

その3

基 金 財 産 台 帳 （東北歴史博物館）

（単位：円）

年月日	増減理由	現 金			美 術 品 等						繰替運用等			計	摘要
					増		減		現在高						
		増	減	現在高	点数	価 格	点数	価 格	点数	価 格	増	減	現在高		

- (注) 1 年月日欄には、増減の年月日を記入すること。
 2 増減理由欄には、積立て、取得、引渡し等の増減理由を記入すること。
 3 会計年度を経過するごとに、その年度における増減等の合計を記入すること。
 4 価格は、税込みで記入すること。

別記様式（第6条関係）

その4

基金財産台帳（現金）

（単位：円）

年月日	増減理由	増	減	現在高	内 訳	摘 要

- （注）
- 1 年月日欄には、増減（内訳変更を含む。）の年月日を記入すること。
 - 2 増減理由欄には、積立て、取得、引渡し等の増減理由を記入すること。
 - 3 内訳には、運用する口座ごとに預金等の種別と金額を記入すること。
他基金との合同運用口座の場合は、預金等の種別の前に【合】と記入すること。
約定で満期を定めた預金にあっては、満期年月日を併せて記入すること。
 - 4 会計年度を経過するごとに、その年度における増減等の合計を記入すること。

別記様式（第6条関係）

その5

基金財産台帳（美術品等）

台帳 番号	取 得 年月日	登録番号	種別	作者名	品名	制作年	材質、形状、技法等	価格(円)	引渡し 年月日	所蔵館	摘要

- （注）
- 1 取得年月日欄には、購入代金の支払日を記入すること。
 - 2 価格は、税込みで記入すること。

別記様式（第6条関係）

その6

基金財産台帳（繰替運用等）

（単位：円）

年月日	増減理由	増	減	現在高	摘要

- (注) 1 年月日欄には、増減の年月日を記入すること。
 2 増減理由欄には、繰替運用、繰入運用、繰替運用の償還、繰入運用の償還等の増減理由を記入すること。
 3 繰替運用等の使途が明らかな場合には、摘要欄に繰替運用等の使途を記入すること。
 4 会計年度を経過するごとに、その年度における増減等の合計を記入すること。

○宮城県教育委員会訓令甲第二号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

宮城県教育委員会

教育長 高橋 仁

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和四十二年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の表に次の一号を加える。

十一 遺児等の奨学金の給付の決定 課長

別表第一第八号の表中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二第一号の表第一号18中「15」を「17」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第三号

宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

宮城県教育委員会

教育長 高橋 仁

宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令

宮城県教育庁本庁文書規程（昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号を次のように改める。

四次に掲げるものに係る回議書の審査に關すること。

イ 教育長名、教育次長名及び課長名で施行する文書（教育長名で施行する文書にあつては、県の機関に発するもの（特に重要なものを除く。）及び県の機関以外に発するものうち輕易なものに限る。）

ロ 契約（訴訟に係るものを除く。以下ロにおいて同じ。）。ただし、契約の対象について、契約予定日の属する年度又はその前年度に契約の実績がある場合であつて、当該契約に係る契約書の条項に加除がない契約書により契約するときに限る。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。